

## カルタヘナ法に基づく栽培用種子等の輸入時の検査について

(カルタヘナ法：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

### 1. 趣旨

カルタヘナ法に基づく承認が得られていない遺伝子組換え生物等が、我が国に輸入されることを防止するため、同法第31条第1項の規定に基づき植物防疫所において輸入時の検査を実施しています。

### 2. 検査対象及び分析方法

#### (1) 栽培用アマ種子

対象：FP967 (アト乳酸合成酵素阻害剤型除草剤耐性) 平成22年7月1日～

方法：リアルタイムPCR法 (検出限界0.01%)

#### (2) 栽培用パパイヤ種苗

対象：PRSV-YK (ハ°ハ°イヤリングスポットウイルス耐性) 平成23年2月22日～

PRSV-SC (ハ°ハ°イヤリングスポットウイルス耐性) 平成27年4月1日～

方法：リアルタイムPCR法 (検出限界1%(YK)、0.5%(SC))

#### (3) 栽培用ワタ種子

対象：スクリーニング検査(ラテラルフロー法) 平成25年3月1日～平成27年3月31日

遺伝子組換えワタ全般 平成26年12月1日～

方法：リアルタイムPCR法 (検出限界0.1%)

### 3. 検査結果

検査結果は、以下の表のとおりです。検査の結果、遺伝子組換え体が検出された場合、カルタヘナ法違反となり、我が国で流通させることはできません。

	栽培用アマ種子		栽培用パパイヤ種苗		栽培用ワタ種子	
	検査件数	検出件数	検査件数	検出件数	検査件数	検出件数
平成23年度	1件	0件	47件	0件		
平成24年度	0件	0件	17件	0件	0件	0件
平成25年度	4件	0件	25件	1件 <sup>(1)</sup>	0件	0件
平成26年度	1件	0件	19件	1件 <sup>(1)</sup>	10件	9件 <sup>(2)</sup>
平成27年度*	0件	0件	13件	0件	4件	1件 <sup>(3)</sup>

\* 第3四半期(10月～12月)分までの検査結果。

輸入先国：(1)台湾、(2)中国、ギリシャ及び米国、(3)インド

○過去の水際検査について（参考）

1. 調査対象、期間及び分析方法

(1) 栽培用トウモロコシ種子

調査対象：

CBH351（除草剤グリンホー耐性及びメイメイ害虫抵抗性）平成17年3月1日～平成22年3月31日

Bt10（メイメイ害虫抵抗性及び除草剤グリンホー耐性）平成17年5月27日～ ”

DAS59132（メイメイ害虫抵抗性及び除草剤グリンホー耐性）平成20年4月7日～ ”

分析方法：ラテラルフロー法またはPCR法（検出限界0.05%）

(2) ばれいしょ生塊茎

調査対象：

ニューリーフ（害虫抵抗性）平成18年3月3日～平成20年3月31日

ニューリーフ・プラス（害虫抵抗性及びウイルス抵抗性） ”

ニューリーフY（害虫抵抗性及びウイルス抵抗性） ”

分析方法：PCR法（検出限界0.1%）

2. 検査結果

	栽培用トウモロコシ種子		ばれいしょ生塊茎	
	検査件数	検出件数 <sup>(注)</sup>	検査件数	検出件数 <sup>(注)</sup>
平成16年度	31件	0件		
平成17年度	118件	0件	2件	0件
平成18年度	117件	0件	輸入実績なし	
平成19年度	109件	0件	9件	0件
平成20年度	116件	0件		
平成21年度	132件	0件		

(注) 検出された場合は、カルタヘナ法違反となり、我が国で流通させることはできません。